

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

平成29年度 社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

事業計画

《基本方針》

少子・高齢社会の一層の進行や人口減少と核家族化等に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれる中、生活困窮、虐待、ひきこもり、孤立死など地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が深刻化しています。

このような背景のもと、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防・生活支援サービスの充実や生活困窮者の社会的孤立の防止の取り組みなど社会福祉協議会の役割の重要性が今まで以上に問われています。

こうしたことから、本年度は不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保など、資源開発をおこなうコーディネート機能を果たすべく、新宮市から生活支援コーディネーター事業の委託を受け、一体的な活動を推進することになります。

昨年度は第2次地域福祉活動計画の中間年にあたり、計画の見直しを図り、本年度からの活動指針として、「活動を推進する核としての組織の形成や地区の特性に応じた様々な交流の場の開催」、「地域資源を活かし世代・分野を超えた新たな担い手の発掘」、「社会福祉協議会として地域福祉活動に住民が参加するしかけをつくる」ことなどの答申をいただき、今後の地域福祉活動計画の推進に向けて活動することになりました。

また、昨年度、経営の在り方検討委員会を設置し、外部委員を交え、現状の新宮市社会福祉協議会の抱える課題等を踏まえた上で、今後の方向性について、法人全体の赤字解消や介護保険事業における減収の歯止め、事務局体制の強化について答申をいただきました。

本会といたしましては、答申を受け、本年度より事業の見直しや適正な予算執行を進めるとともに、中・長期的な視野に立って事業全体の改革に着手してまいります。

一方、本年度からの社会福祉法の改正により、一層社会福祉法人としてのガバナンス強化や事業運営の透明性の向上などが求められることとなります。

このように、地域社会に貢献する社会福祉協議会としての役割を徹底し、健全な経営に向けて努力するとともに、区・町内会や民生委員児童委員協議会、福祉委員などの地域組織、ボランティア・市民活動団体、地域住民との連携を密にしながら、地域福祉の推進役としての役割を果たしてまいります。

重点項目

1. 社会福祉法に基づくガバナンス強化及び適正な予算執行
2. 第2次地域福祉活動計画（2014～2018年度）の推進
3. 介護保険制度改正への対応と安定した事業への移行

各部方針

総務部

1. 適正な予算執行の徹底
2. 人材育成（人事評価・研修等）
3. 服務規律の徹底

地域福祉部

1. 事業評価の徹底
2. 第2次地域福祉活動計画推進委員会答申に沿った地域事業の展開
3. 新宮市との連携による事業の取り組み

介護保険事業部

1. 介護保険制度改正への対応準備
2. 介護従事者の育成と提供サービスの更なる質の向上
3. 介護保険事業の安定した継続の運営への移行

実施計画

1. 会の運営と組織基盤の確立

- (1)理事会・評議員会の開催
- (2)三役会の開催
- (3)部会の開催
- (4)自主財源の確保と会員加入の促進
- (5)先進地社協等の調査研究
- (6)各種大会等への参加
- (7)役員研修会等の開催
- (8)職員研修等の実施
- (9)人事評価の実施
- (10)広報活動の充実

2. 小地域を単位とした地域福祉活動の推進

- (1)生活支援コーディネーター事業の受託【新】
 - ・生活支援の担い手の養成とサービスの開発
 - ・関係者のネットワーク化
 - ・ニーズとサービスのマッチング
 - ・旧小学校区担当職員との連携

- (2)各地区と第2次地域福祉活動計画との連動
- (3)各種事業の地域移行
- (4)各地区での「ふくし相談」「巡回相談」の充実

3. 第2次地域福祉活動計画の推進

- (1) 第2次地域福祉活動計画の推進
 - 1. 活動を推進する核となる組織の形成
 - 2. 交流の場の開催
 - 3. 地域資源を活かし担い手をつくる
 - 4. 地域福祉活動に住民が参加するしかけをつくる
- (2) 各地区地域福祉活動計画の推進（地域福祉活動の支援）
 - ・各地区共通
 - 地域福祉推進組織の形成
 - 交流の場の開催
 - 職員による地域巡回の徹底
 - ・丹鶴地区
 - 会員の拡充と連携による連合会としての機能強化
 - ・千穂地区神倉エリア（千穂第1地区）
 - 各種団体関係者等による情報交換会の実施
 - あいさつ運動の継続と充実
 - ・千穂地区鴻田広角橋本エリア（千穂第2地区）
 - ふくし相談の会場増設
 - ・蓬萊地区
 - 町内会との連携
 - ・王子地区
 - 「王子地区をむすぶ会」定例会の開催
 - ・三輪崎地区
 - 各種団体代表者による情報交換会の実施
 - ・高田地区
 - 防災・減災活動の推進
 - 高齢者見守り活動の推進
 - ・熊野川地区
 - 区主体による各種研修・訓練の実施

4. 地域福祉事業の推進

- (1)小地域ネットワークづくり事業の推進
 - ・区、町内会との連携
 - ・新宮いのちの募金助成事業の推進

- ・地域福祉推進リーダーの発掘
- ・各団体協力によるふれあいいきいきサロンの充実
- ・一人暮らし高齢者・寝たきり高齢者激励訪問事業
- ・熊野川ふれあい交流事業への協力

(2)福祉委員活動の推進

- ・福祉委員の増強
- ・正副委員長会議の開催
- ・見守り活動の推進
- ・研修会の開催
- ・地区福祉委員会活動の支援
- ・関係機関・団体との連携
- ・定期型ふれあいいきいきサロン開催
- ・ふれあい交流事業の実施
- ・共同募金運動への協力

(3)児童虐待防止事業の推進

- ・子育てあんしんネットしんぐうの運営
- ・推進委員会の開催
- ・研修会・講演会の開催
- ・主任児童委員との連携
- ・要保護児童対策地域協議会との連携
- ・関係機関・団体とのネットワークの構築

(4)福祉のまちづくり事業の実施

- ・障がい児激励事業
- ・戦没者追悼式
- ・「愛の日」バザー
- ・「人の和フェスティバル」への協力
- ・人権研修会の開催及び参加

5. ボランティア活動事業の推進

(1)ボランティア・市民活動センター事業

- ・運営委員会の開催
- ・地域福祉活動計画推進への協力
- ・広報、啓発
- ・交流と連携（ネットワーク）の促進
- ・勉強会、研修会、交流会の開催
- ・先進地視察研修
- ・他市町村ボランティア（・市民活動）センターとの連携
- ・しんぐう元気フェスタの開催

- ・災害時対応訓練及び研修会への参加
- ・カルチャーサロンの開催
- ・日常生活総合支援事業へのボランティアの関わり

(2) ボランティアコーディネーター事業

① ボランティアの育成

- ・研修会等の開催
 - ボランティア養成講座の開催
 - ボランティアリーダー研修会の開催
- ・福祉教育の推進
 - 福祉体験講座の開催
 - 福祉教育に関する調査・研修
 - ボランティアスクールの開催
 - 小・中・高等学校との連携

② ボランティア活動の支援

- ・情報の収集と提供
- ・相談、活動支援
- ・協働事業の支援

③ 新宮市との連携

- ・協働に関する調査、研究
- ・市民参加による協働の仕組みづくり
- ・総合事業への協力

6. 要援護者支援事業の推進

(1) 福祉サービス利用援助事業

- ・福祉サービス利用のための手続き
- ・公共料金の支払いや福祉サービス利用料の支払い
- ・通帳や証書の預かり

(2) 生活困窮者支援制度への協力

(3) 各地区でのふくし相談の開催（再掲）

(4) 福祉車両貸出事業

(5) 紙おむつ半額助成事業

(6) 貸付事業の推進

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・緊急小口資金貸付事業
- ・愛の福祉金庫貸付事業

7. 災害時対応事業の推進

(1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(2) 災害救援ボランティアの育成と養成講座の開催

(3) 災害時要援護者名簿作成への協力

- (4) ボランティア・市民活動センターとの連携
- (5) 日本赤十字社との連携
- (6) 共同募金運動への協力と「いのちの募金」助成事業の実施
- (7) 和歌山県社会福祉協議会（和歌山県災害ボランティアセンター）との連携
- (8) 県下市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援
- (9) 有事に備えた必要資機材・物資等の備蓄管理
- (10) 災害ボランティアセンターについての情報収集並びに派遣
- (11) 「防災ネットしんぐう」「災害救援ボランティアチーム新宮」等との災害時の活動を主とする組織団体との連携

8. 善意銀行の運営

市民の善意による金品を受入れ、地域福祉活動に役立てています。

9. 介護保険事業の運営

- (1) 居宅介護支援事業（ケアプランの作成）
 - ・ 介護相談
 - ・ ケアマネジャー養成研修受入れ
- (2) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス事業）
 - ・ 県介護人材確保対策事業（新翔高校初任者研修講師派遣）
- (3) 訪問入浴介護事業（移動入浴車派遣による入浴介護事業）
- (4) 訪問看護事業（看護師派遣サービス事業）
 - ・ なぎ看護学校講師派遣
 - ・ 新宮市医師会准看護学校講師派遣
- (5) 通所介護事業（地域密着型小規模デイサービス）
- (6) 障害者総合支援居宅介護事業（障害者ホームヘルプサービス事業）
- (7) 介護認定訪問調査の受託
- (8) 介護予防サービス事業
 - ・ 介護予防支援（ケアプラン）
 - ・ 介護予防訪問介護
 - ・ 介護予防通所介護
 - ・ 介護予防訪問看護
- (9) 介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1・2等）
 - ・ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- (10) 熊野川地域包括支援センターの受託
 - ・ 介護予防ケアマネジメント機能
 - 要介護認定で（要支援1・2）と認定された方のケアプランを作成し、従来の（介護予防サービス）又は（介護予防・生活支援サービス事業）の活用支援
 - ・ 総合相談・支援事業
 - 高齢者や家族の相談を受け適切なサービス支援をおこなう。

- ・権利擁護事業
 - 高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害防止などの支援
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業
 - 地域のネットワーク形成をはじめ、地域ケア会議・事例検討会の実施、その他支援専門員に対する必要な情報提供及び後方支援
- (11)特定相談支援事業・障害児相談支援事業（ケアプラン作成）
 - ・定期的なモニタリングにより生活の安定を図る
 - ・障害者やその家族の相談の実施
 - ・自立支援協議会への参加をもとに関係機関との協力の強化
- (12)にこにこサービス事業（介護保険制度外サービス）
- (13)訪問介護員養成研修（初任者研修）の実施
- (14)地域介護相談や介護教室の開催
- (15)特定旅客自動車運送事業（介護タクシー）

10. 指定管理者制度による事業の受託

(1)中央児童館の管理運営

全ての児童を対象に遊びや交流の場の提供、及び子育て支援含む健全育成支援事業の推進

- ・自然とのふれあい活動の実施
- ・世代交流活動の実施
- ・創作活動や季節行事の実施
- ・クラブ活動を通して集団的援助活動（6クラブ）
- ・ジュニアボランティアの育成
- ・運動あそびを通じた体力づくりの推進
- ・未就園児の親子を対象にした子育て支援活動の実施
- ・防災活動の実施（街たんけん・避難訓練の実施）
- ・市児童館や子育て関係機関との連携

(2)福祉センターの管理運営

- ・老人福祉センターの貸館業務
- ・高齢者等入浴サービスの実施
- ・避難訓練の実施

11. 福祉サービスにおける苦情解決第三者委員会の運営

(1)苦情解決第三者委員会の開催

(2)苦情に対する円滑な解決とサービスの充実

12. 福祉関係団体との連携

(1)民生委員児童委員協議会との連携

- ・地域の見守り体制の構築
- ・地域福祉ネットワークづくりの推進
- ・子育てサロン・おやこサロンの推進
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進

(2) ゆうゆうクラブ（老人クラブ連合会）との連携

- ・ ゆうゆうクラブ活性化の推進
- ・ 生きがい事業の推進（生きがい菜園2ヶ所・生きがい教室12教室・はつらつ教室8教室）
- ・ 「愛の日」 ゆうゆうクラブ芸能大会への協力

(3) 赤十字事業への協力

- ・ 赤十字事業の推進
- ・ 赤十字社資募集の推進

(4) 共同募金運動への協力

- ・ 募金増額に向けた取組み
- ・ 赤い羽根（「ささえ愛募金」「MACHI（まち）サポート募金」「新宮いのちの募金」）の推進
- ・ 募金の使い道（助成先の実施事業）のPR
- ・ 適正かつ効果的な配分の実施
- ・ 歳末たすけあい運動の推進